

横断歩道について(回答:6月23日時点)

(2025年6月受付)

朝8時20分頃に市役所に駐車する際に市役所北側の道を横切る職員が多数いました。

公務員は横断歩道を渡らなくていい特権でもあるのですか。

少し迂回したら交差点があり横断歩道もあるのでそちらを利用しないのですか。

私は地域の子供たちには横断歩道をきちんと渡ることと指導していますが、公務員は率先して守るべきではないですか。

回答

歩行者は、横断歩道がある場所付近では横断歩道を利用することが交通ルールの基本です。これまでも職員には交通ルールの遵守を指導してまいりましたが、今回のご指摘を受け、職員への指導を改めて徹底いたします。

職員課(2025年6月回答(6月23日～6月27日))

カテゴリ	その他 > その他
担当部門	職員課
公開日	2025年07月10日
受付日	2025年06月13日
管理番号	P00002256

少子化(回答:6月24日時点)

(2025年6月受付)

来年度から始まる。独身税で市政としてどれくらい出生数の増加がみこめますか
来月開催される。伊勢市神宮奉納花火大会の開催内容のアップデートを検討してくだ
さい。花火師の出来映えを競う大会ですが。各花火大会と比べてダイナミックさがな
い。打ち上げ間隔が長い。他の花火大会より打ち上げ本数が少ない。

回答

ご質問の趣旨は、国の子ども・子育て支援金制度の導入による当市における出生数へ
の影響と考えます。子ども・子育て支援金制度は、少子化・人口減少が危機的な状況に
ある中、こども・子育て政策の給付拡充を図るために全世代・全経済主体から拠出をい
ただく、少子化対策を目的とした特定財源です。

本制度による出生数の増加の見込みについては、国は公表しておらず、当市において
も独自に試算するのは難しい状況です。

ご理解いただきますようお願いいたします。

当花火大会は、おっしゃられるように競技花火大会となっており、花火師たちの高い技
術力が発揮された様々な花火を、じっくり鑑賞していただけるものの、審査の公平を期
するために打上間隔が長くなります。また、このために時間に対する打上発数は限られ
ております。競技大会である当大会へのご理解をいただきますとともに、質の高い花
火ををじっくり鑑賞できる機会としてとらえていただきますと幸いに存じます。

子育て応援課、観光振興課(2025年6月回答(6月23日～6月27日))

カテゴリ	その他 > その他
担当部門	子育て応援課
公開日	2025年07月10日
受付日	2025年06月22日
管理番号	P00002258

自爆営業を含むハラスメント防止について(回答:6月25日時点)

私たちは、伊勢市における働く人々の尊厳と安心を守るため、以下の観点から職場におけるハラスメント防止策の再点検を申し入れます。

【背景】

伊勢市は、伊勢神宮をはじめとする全国有数の観光地として、多くの参拝客・旅行客を迎え入れる一方、2005年の市町村合併により、二見町などの周辺地域とも連携した産業・雇用環境を形成してきました。

とくに観光業・サービス業では、若年層や非正規労働者の比率が高く、また地域の人間関係の濃さから「優越的な関係」を背景としたハラスメント行為が可視化されにくい土壌が存在していないか再点検する必要があります。

【自爆営業は「職場におけるパワハラ」】

国の新たな指針により、2025年からは従業員が業績補填のために自腹で商品等を購入させられる「自爆営業」が、「業務上適正かつ相当の範囲を逸脱」する行為として、明確にパワーハラスメントに認定されました。

これは、働く人の就業環境を著しく破壊する重大な人権侵害、虐待行為です。

【過去の重大事案と企業対応】

某企業では、学生に対する就活セクハラ(性的虐待)事案が発覚し、加害者が懲戒解雇処分を受けるという深刻な事態となりました。

再発防止のため、企業では研修の実施や相談窓口の開設が進められています。

これは、ハラスメントが企業全体の信用失墜につながりかねない重大な経営リスクであることを示しています。

【申し入れ内容】

以下の措置を講じているか再点検していただくよう求めます：

1. 市内事業者に対する啓発・研修の実施支援 - 自爆営業・セクハラ・マタハラ・パワハラ等を防止するための講習や資料提供を行っているか
2. 相談・通報窓口の設置・周知 - 働く本人だけでなく、家族や地域住民からも通報できる仕組みを整えているか
3. ハラスメント行為の違法性と社会的影響に関する明確なガイドラインの提示 - ハラスメントは「事業所の情報漏洩に等しい大罪」であり、守秘義務どころではない緊急事態を招くことがあることを周知徹底しているか

ハラスメントのない職場環境は、市民の命と心を守る基盤です。

「おもてなし」の町・伊勢だからこそ、働く人が笑顔でいられる環境づくりが急務と考えます。

何卒ご理解・ご対応をお願い申し上げます。

回答

ご指摘のようにハラスメントは、働く人の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、企業にとっても貴重な人材を失うとともに社会的信用を損なうことにもつながります。

市では、ハラスメント防止に関する講演会の開催や企業を訪問した際の周知などを行ってきたところですが、いわゆる自爆営業への対応など新たな課題も発生しており、今後も機会を捉えて啓発に努めてまいります。

また、相談窓口については、専門の相談員を配置している労働局や県の相談窓口を市ホームページで案内しておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

<https://www.city.ise.mie.jp/sangyo/koyou/roudou/1003033.html>

商工労政課(2025年6月回答(6月23日～6月27日))

カテゴリ	その他 > その他
担当部門	商工労政課
公開日	2025年07月10日
受付日	2025年06月21日
管理番号	P00002257